

概要版

第3次 竜王 ベストパートナープラン

竜王町男女共同参画推進プラン・竜王町女性活躍推進計画・竜王町DV対策基本計画

一人ひとりが
自分らしく力を発揮して輝けるまちに

2024
令和6年度

2028
令和10年度

令和6年(2024年)3月

竜王町

!? 男女共同参画社会ってなに？

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。(男女共同参画社会基本法第2条)

実際の生活はどうでしょう？

「女らしさ」「男らしさ」といったジェンダー*にとらわれて、個人の能力が発揮できなかったり、人権侵害につながるようなことはありませんか？

※ジェンダー：文化的につくられた性別のイメージ



!? 男女共同参画社会はなぜ必要？

少子高齢化社会の進行、労働力人口や生産年齢人口の減少、家族形態やライフスタイルの多様化等、社会情勢は急速に変化しています。こうした変化に対応していくには、性別による固定的な役割分担にとらわれずに、あらゆる分野で誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会の実現(=男女共同参画社会の実現)をめざすことが必要です。

💡 男女共同参画社会が実現すると…

性別による役割分担にとらわれたり、不当な差別的扱いを受けることがなくなり、多様な選択のもと、個性と能力を十分に発揮することができ、一人ひとりの豊かな生活につながります。

個性が尊重される

お互いの個性を尊重し、性別や国籍、年齢、性的指向・性自認、障がいの有無等あらゆる面でその多様性を認め合う意識が育まれます。

家庭生活では

固定的な性別役割分担の意識をなくし、協力し合うことで家族の絆が深まります。家族間の家事、育児、介護等の負担の偏りがなくなると、個人の時間が確保され、より心豊かに暮らすことができます。

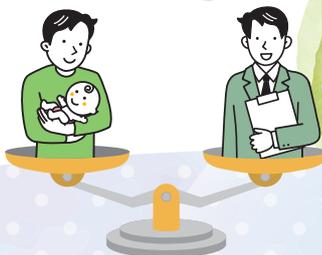


職場では

多様な価値観や意見が反映されることで、経済活動の創造性、生産性が向上します。また、多様で柔軟な働き方を選択できる職場環境で、能力を十分に発揮して働くことができます。

地域では

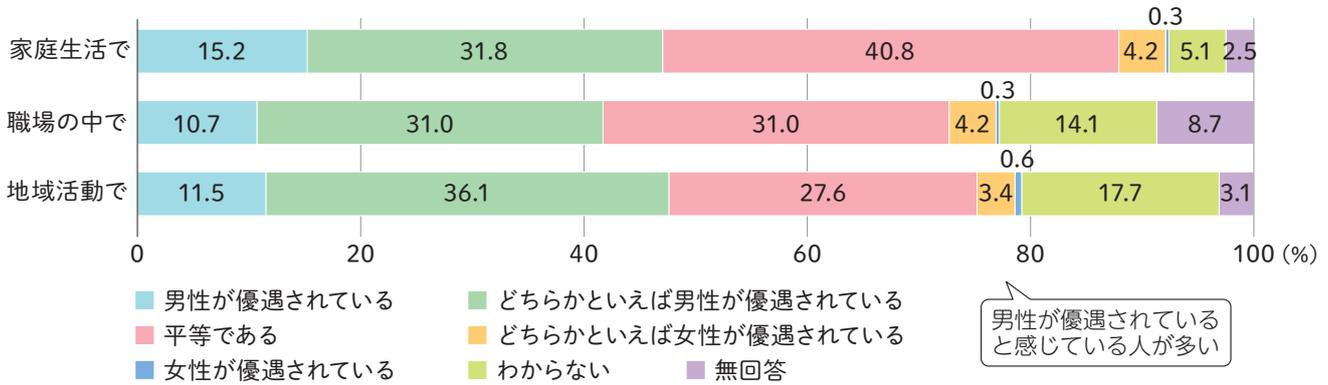
性別にかかわらず多様な意見が反映されることで地域活動が活性化します。また、災害時において様々な視点が生かされる等、誰もが安心して暮らせる地域づくりが行えます。



!? 竜王町の現状は？

◆ 男女の地位に関する意識について

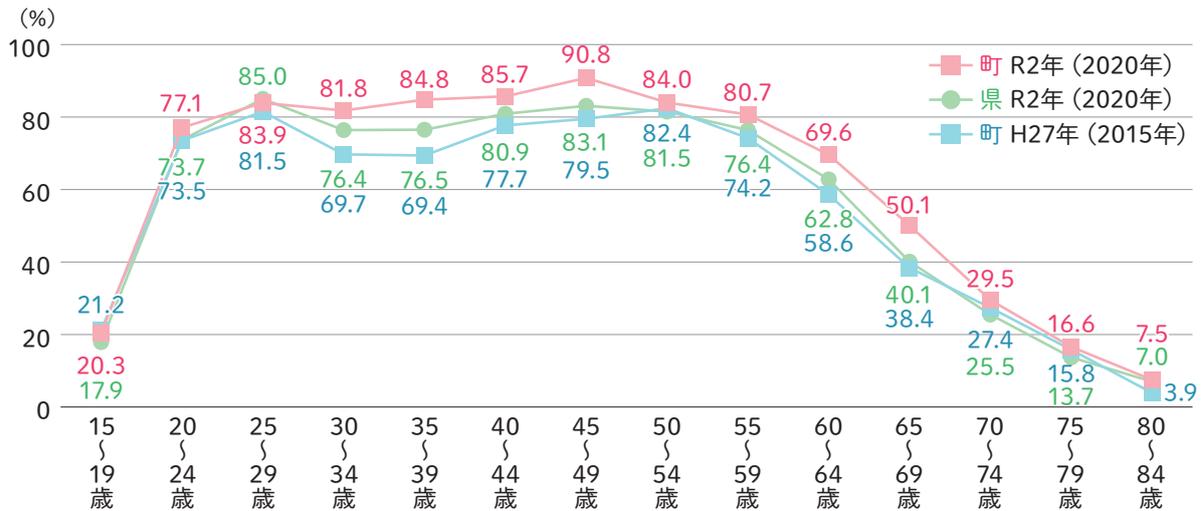
出典：令和5年男女共同参画社会づくりに関するアンケート(竜王町)



依然として「家庭」と「地域」においては、「男性が優遇されている」もしくは「どちらかといえば男性が優遇されている」を選択した人の割合が約50%を占めています。一方で、「女性が優遇されている」もしくは「どちらかといえば女性が優遇されている」と回答した人は、全体で5%にも満たないことから、**日常生活において、男性が優遇されていると感じる人が多いことがうかがえます。**

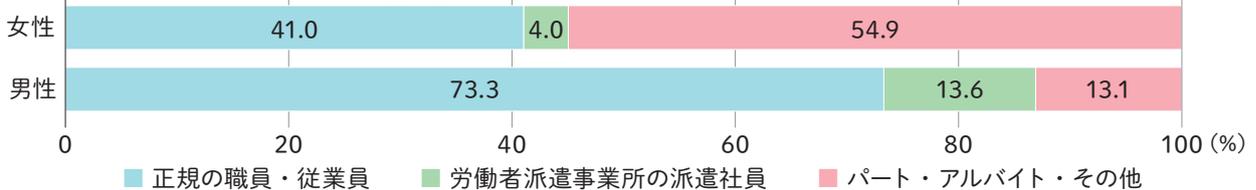
◆ 女性の労働力率について

出典：国勢調査



女性の労働力率は高いものの非正規雇用が多い

【従業上の地位(竜王町)】



竜王町の年齢階級別の女性の労働力率の推移をみると、M字カーブ*は浅くなっており、女性の労働力率の低下に歯止めがかかってきていることが読み取れます。しかしながら、従業上の地位をみると、**女性の正規の職員・従業員の割合は男性と比べて大幅に低く、不安定な就労の実態がうかがえます。**

*M字カーブ…女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。

回答結果の割合「%」は、有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。



計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

本町では、平成18年度(2006年度)に「竜王町男女共同参画推進プラン」を、平成30年度(2018年度)には「竜王ベストパートナープラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めてきました。

しかしながら、令和5年(2023年)8月から9月に町民や事業所を対象に実施した「男女共同参画社会づくりに関するアンケート」では、今なお、性別による固定的な役割分担意識が根強く残っており、家庭や地域、働く場において、その解消が課題となっています。

また、令和2年(2020年)からの新型コロナウイルス感染症の影響により、非正規雇用が多い女性のぜい弱な生活基盤が改めて浮き彫りになるとともに、経済的不安等がもたらすストレスからのドメスティック・バイオレンス※(以下「DV」)の深刻化等、このような非常時において、男女共同参画の課題が顕在化しました。

さらに、少子高齢化社会の進行、労働力人口や生産年齢人口の減少、家族形態やライフスタイルの多様化等、社会情勢は急速に変化しています。こうした変化に対応していくには、性別による固定的な役割分担にとらわれずに、あらゆる分野で誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会づくりが必要であり、男女共同参画に関する取組の充実がより一層求められているところです。

こうした流れを踏まえ、これまでの取組を引き継ぐとともに、あらゆる分野において女性の活躍を支援するための新たな計画として、第3次竜王町男女共同参画推進計画「竜王ベストパートナープラン」を策定します。

※ドメスティック・バイオレンス(DV)：法令等で明確に定義された言葉ではないが、配偶者や恋人等親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、経済的、性的な暴力等も含まれる。

計画の性格と位置づけ

本計画は、以下の法律に基づき策定しています。

- 男女共同参画社会基本法に基づく市町村男女共同参画計画
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく市町村推進計画
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)に定める市町村基本計画

また、第5次男女共同参画基本計画(国)や、パートナーしがプラン2025(県)を勘案し、「竜王町総合計画」をはじめとする町の関連計画との整合性を図りました。

計画の期間

令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とします。



💡 プランの基本的な考え方

基本理念

一人ひとりが自分らしく力を発揮して輝けるまちに

女性も男性も、大人も子どもも、高齢者も乳幼児も、介護される人も障がいのある人も、そして竜王町に生きるすべての人々が、生き生きと暮らすためには、誰もが互いに認め合い、尊重し合うことが大切です。

そして、すべての人が自らの意思によってあらゆる分野における活動に参画することで、一人ひとりがきらりと輝くことができる輝電^{きりゆう}の郷の実現をめざします。

重視すべき視点

計画の推進にあたっては、これまでの取組に対する課題や町民アンケートの結果等を踏まえ、次の2つを重視すべき視点として掲げ、町および町民、関係団体、事業者がパートナーシップのもと、協働して男女共同参画社会の実現をめざした取組を進めます。

視点1 個性を認め合う人づくり

男女共同参画の推進は、性別にとどまらず、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向・性自認*に関することも含め、幅広く多様な個人を認め、それぞれの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につながります。

そのため、家庭、地域、職場、学校等、あらゆる場において、啓発および学習機会の提供を充実させるとともに、男女共同参画の視点に立った教育を推進し、一人ひとりの個性を認め合う人づくりを推進します。



視点2 自らの希望が尊重され、誰もが力を発揮できる環境づくり

固定的な性別役割分担にとらわれず、誰もがライフステージの時々において本人の希望に沿った生き方や働き方が選択できるよう、町民や事業所にワーク・ライフ・バランスの必要性や働き方の見直しについて、より理解が深まるよう働きかけます。

また、仕事と育児や介護等の両立ができるよう、子育て施策や介護施策の充実を図り、自らの希望が尊重され、多様な選択のもと、誰もが個性や能力を十分に発揮することができる環境づくりを推進します。

※性的指向・性自認：性的指向とは、恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向のこと。
性自認とは、身体的な性別にかかわらず、自分の性別をどう捉えるかという自己認識のこと。

基本目標

「一人ひとりが自分らしく
次の5項目を基本目標(め

基本目標 1

男女共同参画の理解と意識の浸透

主な町の取組

- ① 広報・啓発・学習機会の充実
 - 広報りゅうおう、町ホームページ等を活用し、女性も男性もともに社会を担う意識を育みます。
- ② 男女共同参画の視点に立った教育の推進
 - 研修会等を開催して町民への学びの機会の提供に努めます。
 - 児童・生徒が性別にとらわれない進路選択や考え方ができるよう教育活動を進めます。

計画の目標値(主なもの)

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
家庭・職場・地域で男女の地位は平等になっていると思う人の割合	家庭 40.8% 職場 31.0% 地域 27.6%	すべて50.0%
滋賀県「男女共同参画社会づくり副読本」の活用率	3校/3校	3校/3校

基本目標 2

家庭における男女共同参画の実現



主な町の取組

- ① 家事・育児・介護での男女共同参画の推進
 - こどもひろばや乳幼児健診といった子育てに関する教室や介護に関する教室への男性の参加を促進します。
- ② 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進
 - 男女共同参画の視点を盛り込んだ園・学校通信の配布等により、家庭への啓発を行います。

計画の目標値(主なもの)

指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
男性の子育てに関する教室等への参加者数	20人	50人
男性の介護に関する研修会等への参加者数	90人	120人

基本目標 3

地域における男女共同参画の実現



主な町の取組

- ① 地域社会で女性も男性も活躍できる場の拡大
 - 自治会において男女が共に運営方針の立案や決定に参画できるよう働きかけます。
- ② 地域防災における男女共同参画の推進
 - 地域の自主防災組織や防災訓練に男女がともに参画できるように働きかけます。
 - 防災に関わる会議への女性の参画を促し、女性の視点を盛り込んだ計画やマニュアルの策定(更新)を行います。

計画の目標値(主なもの)

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
自治会3役に女性がいる自治会数	1自治会	6自治会

力を発揮して輝けるまち」の実現をめざすため、
 ざす姿)として設定し、取組を進めます。

基本目標
4

職場における男女共同参画の実現

主な町の取組

① 企業・事業所における女性の活躍推進

- 企業や事業所における女性のキャリア形成教育が推進され、女性の意欲や能力に応じた職域拡大や管理職登用が更に進むよう啓発します。

② ワーク・ライフ・バランスが実現される
 職場環境づくりの推進

- 企業や事業所に対して国の両立支援等助成金等の情報提供を行い、仕事と生活の両方を充実させることができる職場環境づくりを推進します。

③ 仕事と育児・介護等の両立支援

- 両立支援として、多様な保育サービスの実施をはじめ、子育て・介護・障害福祉サービスの充実を図ります。

計画の目標値(主なもの)

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
保育所持機児童数 ※ (4月1日現在)	0人	0人
学童保育利用希望者の 受入状況 ※	100%	100%

※希望者が増えると予想される5年後も同様の受入をめざす



基本目標
5

**互いを認め合い、
 誰もが安心して暮らせる社会の実現**

主な町の取組

① 人権尊重についての意識の醸成

- あらゆる機会を通して人権尊重の意識醸成を行います。
- 性的少数者であることを理由にその権利が侵害されることがなく、性の多様性を認め合える社会づくりを進めます。

② あらゆる暴力への対策の推進

- DV被害に関する相談窓口の周知を図るとともに、関係機関と連携のもと、相談・支援体制を強化します。

③ 生活上の困難を抱える人への支援

- 高齢者、障がい者、外国人等の方々が地域で安心して生活できるよう、各支援機関や多職種が連携して重層的支援体制をとる等、相談体制の充実を図ります。

④ 健康・福祉施策の充実

- 生涯にわたって心身ともに健康で過ごせるよう、健康診査やがん検診の受診勧奨や生活習慣の改善等について啓発や保健指導を行います。

⑤ 生涯学習社会の構築

- 町民の自主的な社会教育活動の拠点として、多世代が学び交流できる機会の充実化を図ります。

計画の目標値(主なもの)

指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
男女間の暴力に関する 相談先をひとつも 知らない人の割合	10.4%	0%
「デートDV」について内容 まで知っている人の割合	42.0%	70.0%



計画の体系

基本理念

一人ひとりが自分らしく力を発揮して輝けるうちに

重視すべき視点

- 1 個性を認め合う人づくり
- 2 自らの希望が尊重され、誰もが力を発揮できる環境づくり

	基本目標（めざす姿）	施策
1	男女共同参画の理解と意識の浸透	① 広報・啓発・学習機会の充実 ② 男女共同参画の視点に立った教育の推進
2	家庭における男女共同参画の実現	① 家事・育児・介護での男女共同参画の推進 ② 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進
3	地域における男女共同参画の実現	① 地域社会で女性も男性も活躍できる場の拡大 ② 地域防災における男女共同参画の推進
4	職場における男女共同参画の実現	① 企業・事業所における女性の活躍推進 ② ワーク・ライフ・バランスが実現される職場環境づくりの推進 ③ 仕事と育児・介護等の両立支援
5	互いを認め合い、誰もが安心して暮らせる社会の実現	① 人権尊重についての意識の醸成 ② あらゆる暴力への対策の推進 ③ 生活上の困難を抱える人への支援 ④ 健康・福祉施策の充実 ⑤ 生涯学習社会の構築

計画の推進体制

- ① 庁内推進体制の充実
- ② 計画の進捗管理
- ③ 町民、関係団体、事業者等との連携
- ④ 国、県等関係機関との連携

第3次竜王ベストパートナープラン(概要版)

2024年3月

編集 竜王町 未来創造課 〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地
TEL : 0748-58-3701 FAX : 0748-58-1388 Email : info@town.ryuoh.shiga.jp